

議案第11号

区議会提出議案に関する意見聴取  
(幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)

上記の議案を提出する。

令和8年2月9日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 知久 孝之

(提案説明)

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の議案提出に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき区長から意見を求められたため、本案を提出する。



7世総第539号  
令和8年2月4日

世田谷区教育委員会  
教育長 知久 孝之 様

世田谷区長 保坂 展人

区議会提出議案に関する意見聴取について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」第29条の規定に基づき、下記のとおり、世田谷区教育委員会の意見を求めます。

記

1 案件名

(1) 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

2 案文

別紙のとおり

3 提案議会

令和8年第1回世田谷区議会定例会

4 回答期限

令和8年2月9日（月）

5 担当

総務部総務課総務係 岸田 内線2064

議案第 号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和8年2月18日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 管理職員に係る給与制度を改正する必要があるので、本案を提出する。

## 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同項ただし書中「勤務しなかった」を「勤務をしなかった」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○幼稚園教育職員の給与に関する条例 平成12年3月13日条例第22号 (管理職員特別勤務手当)</p> <p>第23条 第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第14条第1項の規定により、教育委員会が代休日を指定し当該代休日に勤務をしなかった場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。</p> <p>2 前項本文に規定する場合のほか、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。</p> <p>(1) 第1項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額</p> <p>(2) 省略</p> <p>4 省略</p> <p><u>附 則 (令和 年 月 日条例第 号)</u> <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○幼稚園教育職員の給与に関する条例 平成12年3月13日条例第22号 (管理職員特別勤務手当)</p> <p>第23条 第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第14条第1項の規定により、教育委員会が代休日を指定し当該代休日に勤務しなかった場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。</p> <p>2 前項本文に規定する場合のほか、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第1項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）</p> <p>(2) 省略</p> <p>4 省略</p>